

湯河原町宿泊税制度（案）について

第2回宿泊税検討委員会
令和7年1月29日

1 課税要件等の検討事項について

(1) 課税要件（検討事項）

項 目	内 容	湯河原町の宿泊税（検討事項）
課税客体	税金がかかる物や行為	湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有
免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	検討
税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	検討
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	検討
課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	検討

(2) 事業者補助（検討事項）

項 目	内 容	湯河原町の宿泊税（検討事項）
特別徴収交付金	宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、特別徴収義務者に交付する交付金	納期限納入額の3%程度
システム整備等補助金	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステムの改修等に係る経費を補助するもの。	上限50万円（補助率10/10）を想定

2 課税要件について

(3-1) 課税客体・課税標準・納税義務者

課税客体：湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為

課税標準：宿泊施設への宿泊数

納税義務者：宿泊施設への宿泊者

先行導入自治体において東京都を除き、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿泊所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」としている。施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は湯河原町に所在する次の施設とし、また、先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考える。

【対象施設】

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設
- (2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

【参考】

対象施設：旅館・ホテル98件 簡易宿所44件 民泊12件

(3-2) 徴収方法

徴収方法：特別徴収

宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であると考えられることから、全ての先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する方法をとっている。

また、入湯税を納入している事業者においては、既存の納入スキームと同様になるため、円滑に導入しやすい。

2 課税要件について

(3-3)申告期限

申告期限：毎月末日までに前月分を申告納入する

ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっている。また、特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている。

【要件例】

- (1) 過去12か月の宿泊税年税額が一定以下である
- (2) 過少申告加算金等の決定を受けていない
- (3) 税を滞納していない
- (4) 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している など

(3-4)免税点

免税点：免税点は設けない

宿泊事業者アンケート

宿泊料金が一定未満の場合は課税免除とすることについてどのように考えますか。

宿泊料金により課税免除を設けないほうがよい	68.8%
宿泊料金により課税免除を設けたほうがよい	31.2%

【考え方】

- (1) 宿泊事業者アンケート結果を参考。
- (2) 受益者負担、公平性の観点から宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）を設けない。

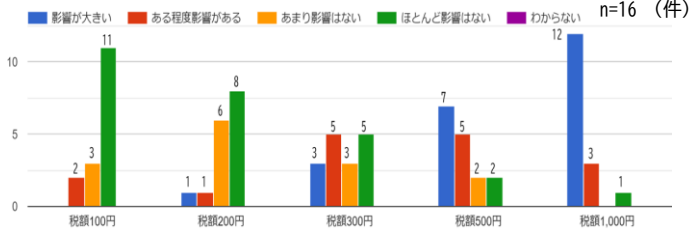
2 課税要件について

(3-5) 税額・税率

税額・税率：段階的定額制（一人一泊につき）

①宿泊料金5,000円未満	200円	
②宿泊料金5,000円以上50,000円未満	300円	
③宿泊料金50,000円以上	500円	※宿泊料金は食事代などを含まない、素泊まり料金

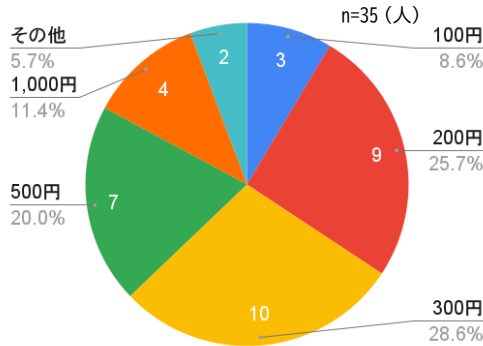
事業者アンケート



宿泊料金区分（事業者アンケート等に基づく）

宿泊料金区分	宿泊者数	割合	宿泊データ分析システム(参考)
5,000円未満	100人	0.1%	4.1%
5,000円以上 10,000円未満	4,553人	5.4%	16.5%
10,000円以上 20,000円未満	24,981人	29.5%	53.0%
20,000円以上 30,000円未満	19,581人	23.1%	15.6%
30,000円以上 40,000円未満	9,997人	11.8%	4.2%
40,000円以上 50,000円未満	10,132人	12.0%	2.5%
50,000円以上	15,349人	18.1%	4.1%
計	84,693人	100.0%	100.0%

宿泊者アンケート



【考え方】

- (1) 宿泊事業者アンケート及び宿泊者アンケートを参考 段階的定額制：37.5%(6件) 一律定額制：62.5%(10件)
- (2) 応能負担の観点
- (3) 事業所の事務負担軽減を鑑み、大半の宿泊料金区分において宿泊税が一律になるよう段階を設定する
- (4) 観光振興のための財源確保

【第1回検討委員会での意見（要約）】

- ・熱海方式に近く、5万円までは200円に、5万円以上は1,000円。
- ・同じ旅館でプランによって宿泊税額が変わらない方が良い。
- ・先行自治体では、導入によってお客さんは減っていない。段階をつけてでも高めの設定でよいのでは。

2 課税要件について

(3-5) 税額・税率

税額・税率：段階的定額制（一人一泊につき）

①宿泊料金5,000円未満	200円
②宿泊料金5,000円以上50,000円未満	300円
③宿泊料金50,000円以上	500円
※宿泊料金は食事代などを含まない、素泊まり料金	



【税収試算】 年間宿泊者60万人を想定

①段階的定額制（案）

200円×3万人＝	600万円
300円×54万人＝	1億6,200万円
500円×3万人＝	1,500万円
合計	1億8,300万円

税収試算用数値（宿泊データ分析システム参考）

宿泊料金	割合	人数
5千円未満	5%	3万人
5千円～5万円未満	90%	54万人
5万円以上	5%	3万人

②一律定額制（参考）

200円×60万人＝	1億2,000万円
300円×60万人＝	1億8,000万円

2 課税要件について

(3-6) 課税免除

課税免除：① 12歳未満の者

② 修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者

③ 災害などにより避難が必要な者

④ その他公益上町長が認める者

【考え方】

他の導入自治体の大半では、課税免除を設けていない又は修学旅行等に限定している状況であるが、湯河原町の入湯税課税免除と同様の対象者とし、事業者側の混乱を招かないようにするもの。

※課税免除対象は熱海市と同様になる

(3-7) 課税期間・見直し期間

課税期間・見直し期間：条例施行後3年で見直しを行い、以後5年周期で見直す

【考え方】

- (1) 自治税務局長通知に基づき、全ての先行自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしている。
- (2) 京都市など観光業を取り巻く環境の変化に対応するため、宿泊税導入後も税額等を見直しを行っている自治体もあることから、条例施行後最初の見直し期間は3年とするもの。

【参考】

3年ごとの見直し：長崎市

施行後3年、その後は5年ごとの見直し：福岡県、福岡市、北九州市

5年ごとの見直し：その他自治体

3 事業者補助について

(1) 特別徴収交付金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金。すべての先行導入自治体において実施。

特別徴収交付金：納期限納入額の 3 %

【考え方】

- (1) 先行導入自治体では、納入額の 2. 5 % を特別徴収交付金として交付しており、併せて導入当初は 0. 5 % 加算を設けている自治体が大半となっている。
- (2) 要件によって交付金額を加算・減算とする自治体もみられるが、細かい制度にすると計算や事務が煩雑となってしまう。
- (3) 納期内納付を促すため、納期限に納入した場合に特別徴収交付金を交付する。

(2) システム整備費等補助金

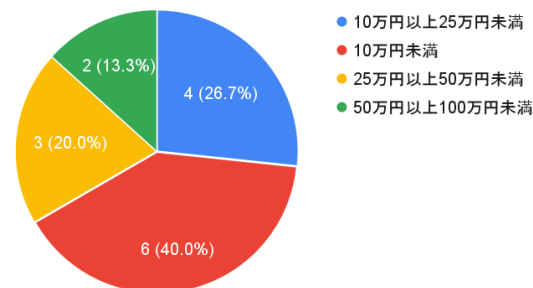
宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。

システム整備費等補助金：上限 5 0 万円（補助率 10/10）

【考え方】

アンケート結果では、宿泊税導入に伴う経費負担の想定は、50 万円未満が約 9 割を占めていることから、50 万円を上限としたシステム整備等補助金の創設とするもの。

【参考】 長崎市、熱海市 上限 5 0 万円（補助率 1/2）
常滑市 上限 1 0 0 万円（5 0 万円まで全額補助、超える部分は 1/2 補助）



4 宿泊税制度（案）について

(1) 宿泊税制度（案）

項 目	制度設計（例）
課税客体	湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入
免税点	なし
税額・税率	段階的定額制（一人一泊につき）
	①5,000円未満 200円
	②5,000円以上50,000円未満 300円
	③50,000円以上 500円
課税免除	入湯税と同様の規定
課税期間	導入当初3年、以後5年周期での見直し
特別徴収交付金	納入額の3%
システム整備等補助金	上限50万円（補助率10/10）

宿泊税に係る歳入歳出（例）

歳出		歳入
観光費 (参考： R5決算 約3.6億)	観光総務費 6,000万円	一般財源
	既存事業	
	既存事業の拡充+新規事業	国・県交付金 ふるさと納税など 1.7億円
徴税費	徴税経費 1,000万円 (交付金600万円込) ※初年度はシステム 整備等補助金 3,750万円	宿泊税 1.83億円

宿泊税の使途については、決算書等により内訳を公表します